

指紋を活用した出入国管理体制の構築に当たっての検討事項及びスケジュール

【制度の概要】

外国人の上陸申請時に指紋を採取し、テロリスト及び被退去強制者等の上陸を阻止すべき外国人の指紋情報と照合する。これにより要注意外国人の発見を期し、我が国への入国を阻止する等、必要な措置を図ることとする。また、査証申請時における指紋採取については、在外公館の体制や資機材の整備状況、諸外国の動向等を踏まえ、順次検討の上、実施していくこととする。

(1)対象外国人

特別永住者等を除いた外国人を対象とする。

(2)指紋採取及び照合時点

上陸審査時に指紋を採取する。

また、査証申請時に指紋を採取することとされた後には、当該採取した指紋情報については、上陸審査時における他人名義査証の行使の防止を図るため、上陸審査時の照合にも用いることとする。

(3)スケジュール

上陸申請時における指紋採取については、平成17年中に検討を行い、実施に当たっての諸留意点を整理した上、諸外国の動向等を踏まえつつ、平成18年の通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正案を提出し、実現を図ることとする。

平成 1 6 年 中

平成 1 7 年 中

平成 1 8 年 以 降

